

理事の選出方法に関する内規

(目的)

1. 会則第11条第2項に規定する理事の選出を円滑に遂行するために本内規を定める。

(選挙管理委員会)

2. 理事会は、正会員の中から選挙管理委員3名を委嘱し、選挙管理委員会を組織する。
3. 選挙管理委員会は、理事候補者の選挙に関する事務処理を行う。
4. 選挙管理委員会は、委員の互選により委員長1名を選出する。委員長は選挙管理委員会を代表し、業務運営の責を負う。

(選挙権、被選挙権の付与)

5. 選挙権および被選挙権は、選挙公示1ヶ月前における会員登録者であり、本投票締切日において引き続き正会員であるものに付与される。

(理事候補者の選挙)

6. 理事候補者は次のように選出する。
 - (1) 会則第11条第2項に基づく理事候補者は、全正会員の投票により、全正会員の中から地方区ごとに選出する。
 - (2) 地方区は、北海道・東北地区、北信越地区、関東地区、東海地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区の7地方区とする。
 - (3) 地方区ごとの選出定数は、各地方区の会員15名につき1名の割とし、端数10名以上の場合は、1名の増とする。地方区別の理事選出定数については、常務理事会が決定し、選挙管理委員会が選挙時にこれを公示する。
 - (4) 投票は、7名連記とする。但し、内1名以上は自地区（勤務先の属する地区、勤務先がない場合は居住地の属する地区）から選挙する。また、内1名以上は女性の会員とする。
 - (5) 理事候補者については、地方区ごとに得票数の多い候補者から各地区の定数を選出する。但し、得票数が等しい場合は、選挙管理委員会が抽選によって順位を定め選出する。
 - (6) 選挙は、理事任期満了年の総会開催月の前々月までに実施する。
7. 会長は、学会運営上必要と認めた場合には、会則第11条第3項に基づき、若干名の理事候補者を推薦することができる。

(理事の選定)

8. 理事の選定は、会則第15条(1)に基づき、総会において審議決定する。

(改廃)

9. この内規は、理事会の決議により改正することができる。

付則 この内規は、平成18年3月17日より改正適用する。
 この内規は、平成19年3月16日より改正適用する。
 この内規は、平成26年3月20日より改正適用する。
 この内規は、令和6（2024）年8月31日より適用する。
 この内規は、令和8（2025）年1月24日より適用する。